

令和5年度若年技能者人材育成支援等事業実施計画書

実施要領	実施計画の内容
<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p>	<p>愛知県地域技能振興コーナー（以下「当コーナー」という。）は、当団体の事務局管理の下、当団体とは別に事務所を構え、独立した体制により専ら若年技能者人材育成支援等事業(以下「本事業」という。)を運営する。</p> <p>【事業所所在地】</p> <p>愛知県地域技能振興コーナー 愛知県名古屋市西区花の木一丁目 4-4 メゾン花の木 2階 201号室</p> <p>当コーナーでは、利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行う。</p> <p>【別紙 事業実施スケジュール】</p> <p>当コーナーは、センターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等について、定期及び随時に必要な報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国技能振興コーナー職員が一堂に会する全国会議や地域ブロック会議への出席及び講師養成研修への参加等により、厚生労働省、センター等と円滑かつ的確に連携 ・事業遂行に伴い生じた疑義については、コーナー長の統括の下、各担当者が要件を整理した上でセンターの事務分担に基づき問い合わせ等を行い、結果を記録・共有 ・厚生労働省及びセンターからの指示・情報提供について、職員及び派遣社員の全員に共有
<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>【事業実施体制】</p> <p>職員 6名(コーナー長 1名、業務担当 3名、補助職員 2名) 派遣社員(コーディネーター) 3名</p> <p>【会計処理】</p> <p>「若年技能者人材育成支援等事業特別会計」を設け、区分経理を実施</p> <p>【コーディネート】</p> <p>派遣に係る相談、派遣先及びものづくりマイスター（以下「マイスター」という。）との調整、指導状況の現認及び結果の取りまとめについては、製造業での営業経験があり、ものづくり等の業界に幅広い人脈を持つ人材派遣の「コーディネーター」が専任で担当</p>

<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p>	<p>当コーナーでは、愛知県地域における技能五輪全国大会愛知県予選を実施する。</p> <p>予選は、当団体の技能検定担当部門との総合調整の下に実施する。</p>
<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p>	<p>実施職種は、技能五輪全国大会に毎年参加実績のある「造園」及び「洋菓子製造」の2職種を予定する。なお、当該2職種は、2級技能検定実技試験の課題を使用した予選を行っていない。</p> <p>これらの予選実施に向けては、競技職種に係る業界団体、事業所、高等学校等に対して予選会参加への働きかけや競技観戦への周知を行い、予選会の活性化及び技能尊重機運の醸成を図る。</p> <p>競技は、当団体の技能検定担当部門や関係技能士会との協議の下、独自の選考基準を設けて実施する。具体的には、競技委員に当該職種の技能検定委員や技能五輪全国大会の競技委員等の経験者を選任し、競技委員の知見に基づく予選にふさわしい課題、選考基準等を定めて競技を実施する。開催時期については、予選に参加する教育機関の学生・生徒の出場機会を考慮し、調整する。</p> <p>【実施規模】</p> <p>開催時期：令和6年2月頃</p> <p>予選職種：2職種以上（造園、洋菓子製造等）</p> <p>参加人員：16人程度</p> <p>（令和4年度実績 試作モデル製作：中止（参加手数料有料化に伴う参加者辞退） 造園：6人 洋菓子製造：8人）</p>

	<p>【参加選手の募集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種関係団体、技能五輪全国大会出場予定企業、教育機関への資料配布、個別訪問 ・参加者拡大のための当団体 Web サイト、メルマガでの告知 <p>【観客の募集方法】</p> <p>当団体 Web サイト、メルマガでの告知に加え、参加団体の媒体を最大限活用した広報</p>
<p>b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施）</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。</p>	<p>予選会参加手数料として、参加者一人当たり 9,200 円（税込み。）を徴収する。</p> <p>厚生労働省変更 参加手数料下限額 2,750 円</p>
<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加促進のため、中小企業や工業高校等に所属する参加選手と指導者の旅費及び工具等運搬費に係る支援を行う。支援制度は、当団体の Web サイト等で告知するとともに、参加予定の中小企業及び学校に対して当団体の競技大会担当部門と連携して漏れなく周知する。</p> <p>ものづくり産業の集積の高い本県では、企業及び学校が技能レベルの向上を期して選手の育成に注力していることを踏まえ、可能な限り事務的経費の節減を図りつつ、予算の範囲で最大限の支援に努める。</p> <p>【支援対象】</p> <p>①技能五輪全国大会：70人程度（選手45人、指導者25人）</p> <p>②若年者ものづくり競技大会：50人程度（選手30人、指導者20人）</p>
<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを</p>	<p>令和5年度の卓越した技能者の被表彰者を紹介するコンテンツの作成に当たり、センターが示す編集方針に沿って被表彰者を取材し、結果をセンターに提出する。</p> <p>コンテンツは、被表彰者の職種、固有の技能、職業観等に応じ、訴求力のある効果的な内容となるよう、センター及び被表彰者と十分に調整する。</p>

<p>促進するため、令和5年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	
<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和5年度新規認定を行わない。</p> <p>両事業のいずれかを認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	<p>休止となった両事業に関し、認定事業者等から相談を受けた場合は一次受付し、可能な範囲で情報提供等を行うとともに、内容に応じてセンターを紹介する。</p>
<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。</p> <p>(中略)</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>マイスターの開拓は、派遣ニーズに応じ、不足している職種や人数の状況を踏まえて、企業・業界団体等への訪問等により目標値を超える数の新規登録者の掘り起こしを行う。また、過去3年間に活動実績のない者等を対象に、活動継続の意思確認を行い、その結果に基づき登録解除の手続きを行う。</p> <p>新規開拓は、次のターゲットに向けて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたる安定的な派遣が可能である退職予定者や非常勤の熟練技能者（主として熟練技能の継承を担う。） ・指導技法、IT活用・DX対応などに関する最新の知見を併せ持つ主要企業等の現役技能者（熟練技能の継承及び変化への対応能力の向上を担う。） <p>開拓は、当団体の有する関係性を最大限に活用し、次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のマイスターからの候補者情報の収集 ・関係企業等への周知依頼、組織的な協力の誘引、候補者情報の収集 ・技能士会連合会、商工会議所、事業主団体等への周知及び協力依頼 ・候補者情報に基づく企業及び大学等教育機関への個別訪問

	<p>開拓に当たっては、製造業等における営業経験が経験豊富でものづくり等の業界に幅広い人脈を持つ人材派遣の「コーディネーター」を最大限活用するとともに、Webサイトやリーフレット等の広報媒体を有効利用することにより、マイスター制度の一層の周知を図る。</p> <p>なお、本県では、これまでマイスターが未認定の職種故に派遣要請に応じられなかったケースはないものの、派遣ニーズの広がりが見られる中で、引き続き登録数の僅少な職種における開拓に努める。</p> <p>【活動目標値】 新規認定者数 延べ9人</p> <p>【実施規模】 訪問頻度：7名がそれぞれ月2日程度（可能な場合は、対面に代えオンライン実施）</p> <p>【広報手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等へのチラシ配布、当団体のメルマガ、Webサイト等 ・地域における技能振興等に係る周知・広報業務との連携
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。</p>	<p>認定を受けたものづくりマイスターに対し、実技指導等の前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を個別に周知し、受講漏れのないよう徹底する（センターの免除基準に該当する場合を除く。）。</p>
<p>(3) 申請書類等の取りまとめ</p> <p>ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請書を随時受理し、申請書類を取りまとめてセンターに提出する。</p> <p>候補者の新規開拓や個別の照会に応じて候補者リストを作成し、確実な認定につなげられるよう努める。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期</p> <p>年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（も</p>	<p>新規認定されたものづくりマイスターを対象に、講義及び演習による指導技法講習を実施する（センターの免除基準に該当する者を除く。）。</p> <p>講師は、民間企業での指導経験やものづくりマイスターとしての活動実績が豊富で、指導技法を熟知した適任の者を選任する。</p>

<p>のづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。)</p>	<p>【予定】 実施回数：2回以上 受講人数：10人程度以上</p>
<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.4(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>センターの指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、マイスターによる指導技能が全国的に均一化できるよう努める。 併せて、個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた講習を行う。</p>
<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>指導技法講習の講師及び受講者には、当協会の規定に基づき実費相当額の旅費を支給する。謝金について、講師には規定の額を支給し、受講者には支給しない。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p>	<p>センターからの通知に基づき、「事例発表・意見交換会」の職種や議題などの内容を踏まえて、適任のマイスターに参加勧奨を行う。</p>
<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>若年技能者の人材育成に係る企業や教育機関からの相談に、電話、メール、Webフォーム（24時間利用可）等で対応する。派遣先の人材育成方針を踏まえ、指導ニーズを明確化し、目的や施設・設備に応じた最適なコーディネートを行う。 具体的には、派遣のねらい、被指導者のレベル、派遣先の設備・環境等を丁寧にヒアリングし、案件に応じた最適な能力・経験を有するマイスターを選任の上、必要に応じ派遣先との3者による事前打合せを行うことで、効果的な指導内容となるよう調整する。 併せて、担当マイスターの知見や類似事例における実績を踏まえて、派遣先での人材育成効果が期待できる付加提案（IT活用・DX対応の事例紹介、安全衛生・品質管理・業務改善・指導技法の講義等）を積極的に行う。 【実施体制】 コーディネーター（専任3名）及び職員（2名） 【相談方法】 電話、メール、Web（当団体のWebページ内フォー</p>

	<p>ム)、オンライン会議</p> <p>【広報手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等へのチラシ配布、当団体のメルマガ、Webサイト等 ・地域における技能振興等に係る周知・広報業務との連携 																				
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）</p> <p>③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>派遣先について、企業・団体及び工業高校等学校に区分し、過去の実績や新規問い合わせのあった機関に対し個別照会するとともに、新規申し込みを4月末までに募集する。</p> <p>応募案件について、技能レベル、受講者数等（学校にあつては全体の均衡）を考慮し、派遣先を採択し第一次の派遣計画を編成する。以降、予算の範囲で随時募集し、派遣計画を更新する。</p> <p>派遣計画に基づき、年間を通じて効率的な実施を図るとともに、変更・中止等の状況に応じて派遣先を追加するなど、予算の範囲で最大の効果が得られるよう調整する。</p> <p>【活動目標値】</p> <p>延べ3,100人日以上</p> <p>内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>実技指導</td> <td>中小企業</td> <td>40件以上</td> <td>延べ890人日以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業界団体</td> <td>2件以上</td> <td>延べ10人日以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工業高校等学校</td> <td>50件以上</td> <td>延べ1,500人日以上</td> </tr> <tr> <td>イベント</td> <td>1回以上</td> <td>4職種以上</td> <td>延べ100人日以上</td> </tr> <tr> <td>動画配信</td> <td colspan="3">1職種以上、600視聴回数以上</td> </tr> </table> <p>【成果目標値】</p> <p>①ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度95%</p> <p>②ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合95%</p> <p>③ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合95%</p>	実技指導	中小企業	40件以上	延べ890人日以上		業界団体	2件以上	延べ10人日以上		工業高校等学校	50件以上	延べ1,500人日以上	イベント	1回以上	4職種以上	延べ100人日以上	動画配信	1職種以上、600視聴回数以上		
実技指導	中小企業	40件以上	延べ890人日以上																		
	業界団体	2件以上	延べ10人日以上																		
	工業高校等学校	50件以上	延べ1,500人日以上																		
イベント	1回以上	4職種以上	延べ100人日以上																		
動画配信	1職種以上、600視聴回数以上																				
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p>	<p>サポステにおけるものづくりの魅力発信を、依頼に基づき実施する。</p> <p>【目標値】 1件以上 1人日以上</p>																				
<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>令和5年度に再開する小中学校対象の「ものづくりの魅力」発信を、マイスター派遣に準じて実施する。派遣に係</p>																				

	<p>る相談や募集、申し込みについては、マイスター派遣と合わせて計画的に実施する。</p> <p>内容は、ものづくりの魅力発信、技能尊重機運の醸成のため最大の効果が上がるよう、受講者の年齢や知識レベルに応じ、体験を通じてものづくりのすばらしさを実感できる職種、製作品（持ち帰り、家庭等で利用できるものの製作など）とする。併せて、マイスターの講話において仕事の写真、動画などを活用し、体験した技能がどのように仕事に活かされているのか、仕事にどのような工夫がされているのかなどについて理解してもらう。</p> <p>なお、当団体では、県立工科高校の卒業生で県内製造業に就職した若年技能者（ものづくりの道を目指す児童・生徒の先輩となる者）が出演し、職場での様子や、大変さ、職場でのチームワーク、仕事のやりがい、目標などを視覚的に説明する動画（5分間程度）を令和3年度に自主制作し、小中学校での「ものづくりの魅力」発信の活動の際に上映した。令和5年度も、当該動画の活用やマイスターの講話などにより、単なるものづくり体験に留まらず、児童・生徒が、ものづくりのすばらしさを実感し、関心を高めていただくとともに、仕事としての意識付けにつながっていくよう努力する。</p> <p>【活動目標値】 12件以上 延べ800人日以上</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>熟練技能者等による派遣指導を、マイスター派遣に準じて実施する。熟練技能者等の派遣に係る相談や募集、申し込みについては、マイスター派遣と合わせて計画的に実施する。派遣する熟練技能者については、技能士会等と調整の上、技能面や指導面での適任の者を選定し、派遣先の目的や環境に応じて最適な内容となるようコーディネーター及び職員が調整する。派遣に係る相談対応、広報、派遣先との調整は、ものづくりマイスターの派遣に準じた手段・体制により実施する。</p> <p>【目標値】 体験教室 2回以上 延べ60人日以上</p>
<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携</p>	<p>学識経験者、行政機関、労働団体、経済団体、教育機関、技能振興団体の関係者を構成メンバーとした連携会議を設置・運営する。</p>

<p>会議を設置し、運営すること。</p>	
<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>連携会議において、地域の産業特性や就業構造を踏まえたマイスター制度の活用及び地域技能振興事業の取組、事業実施に当たっての連携・協力のあり方や方針に係る協議、事業実績に係る評価等を適切な時期に実施する。</p> <p>【実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催回数：年2回（年度当初、年末） ・ 議 題：第1回 ・ 前年度事業実施結果について 第2回 ・ 事業実施計画について 等 第2回 ・ 事業実施状況について 第2回 ・ 次年度に向けた改善事項等について 等 <p>【開催方法】</p> <p>原則としてオンラインによる。</p>
<p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p>	<p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) メール誤送付</p> <p>ア メール宛名間違い</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 <p>イ BCC を TO、CC 送付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 宛先が BCC かをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、宛先を BCC に移動して送信する機能を導入する。 <p>ウ 誤情報送付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 要機密情報を暗号化する。 ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。） <p>(2) FAX 先誤り</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 <p>(3) 郵送誤り</p> <p>宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(4) 手渡し誤り</p> <p>手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(5) 誤アップロード</p> <p>アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(6) その他</p> <p>(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。</p>

	<p>(7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。</p>
--	-----------------------------------------------------------------